近江国大浦の浦法と幕府権力

はじめに

す)との舟浦相論があった。浦村の船問屋・舟年寄と「浦無」船持勘兵衛以下五人(以下五人衆と記浦村の船問屋・舟年寄と「浦無」船持勘兵衛以下五人(以下五人衆と記明和五年~六年(一七六八・九)にかけて、膳所藩領近江国浅井郡大

において詳細な経過を述べられている。 これに関してはすでに萩原龍夫氏が、「湖北大浦の舟浦争論(上)(下)」

ることにあった。

敬寺文書」を用いて、近世の大浦湊にかかわる舟運の様子を明らかにす無いところから、中世大浦を展望するとともに、大浦の蓮敬寺所蔵「蓮無いところから、中世大浦を展望するとともに、大浦に関する研究がほとんど

への影響を明らかにした。

への影響を明らかにした。

、公の影響を明らかにした。

、公の影響を明らかにした。

、公の影響を明らかにした。

、公の影響を明らかにした。

、公の影響を明らかにした。

、公の影響を明らかにした。

、公の影響を明らかにした。

、公の影響を明らかにした。

揺を生じさせもした」と結んでいる。もに、大津代官所の微妙なありかたを示すようになり、問屋の統制に動の旺盛な時期にははげしくくりかえされ、船持ち仲間の勢力の上昇ととそして、特に明和の舟浦相論を念頭に結語として、「争論は湖上水運

蔵 持 重 裕

作といえる。 舟年寄・問屋側と大津代官所の煩雑なやりとりを詳細に紹介した点は労がって明らかにし、琵琶湖水運の趨勢を示した成果は大きい。とりわけ、研究の空白である大浦の中世・近世初頭の様子を湊の利用と舟運をめ

である。 0) ŋ 所の対応を「微妙」とせざるを得なかったと思われる。しかし、 その事を見ても、明和相論が評価しにくい相論で、萩原氏のように代定と舟年寄との相論には触れているが、明和の相論は取り上げていない。 ある。萩原論文より以前だと思われる平凡社の きれなかったのではないか、あるいは避けたのではないかと思うからで 考である。なぜなら、 と評した代官所役人(幕府官僚) るように、この相論での舟年寄りと幕府代官の主張は相互に一貫してお 賀県』、角川書店『日本地名辞書 氏だけではなく、執筆当時この代官所の態度について歴史の中で評価し んど同文であるが、大浦を概説した上で、貞享二年の舟持ちでない七人 態度は明確である。 筆者が問題としたいのは、 それだけに両者の了解点が得られないのであるが、幕府代官・吏僚 以下、 明和の相論を取り上げ検討してみたい。(*2)のである。したがって、「微妙」以外の評価も可能と思うのである。 萩原氏が代官所の対応を「微妙」と評したのは 萩原氏が「大津代官所の微妙なありかた」 の訴訟吟味過程における対応とその思 滋賀県』での大浦村の解説は、 『日本歴史地名体系 萩原氏のように代官 後述す

一、中世末・近世初期の大浦湊の管理運営

う。菅浦との長期の境相論は著名である。 であり、大浦は近江国浅井郡に属する。琵琶湖 まず、大浦村を概観しておく。大浦は近江国浅井郡に属する。琵琶湖 まず、大浦村を概観しておく。大浦は近江国浅井郡に属する。琵琶湖 まず、大浦村を概観しておく。大浦は近江国浅井郡に属する。琵琶湖

千石ほどで、膳所藩本多氏領であった。所蔵する蓮敬寺もその一つであり、舟年寄であった。近世では、村高一所蔵する蓮敬寺もその一つであり、舟年寄であった。近世では、村高一戦国期には一向宗の拠点であった。本稿で使用する「蓮敬寺文書」を

いた。浦の管理運営の構造を確認しておこう。大浦の生業の核である船運の基地である湊は問屋によって運営されて

【史料】享保十二年(一七二七)九月大浦問屋 覚(舟論 三八号)

貨

申し候、 舟浦の儀も問屋六軒にて相勤め申す筈に相極め、 賀守様え御願い申し上げ候所に、 候様に、 、大浦海道湊の儀、慶長年中に、 駿河御城に於いて、東照大権現様より御赦免 通路致させ申す間敷と申すに付き、 只今にては、 御開基、 問屋減少仕り候え共 下し置成させられ候節、 北国往還、 海津より大浦江、 問屋座は六軒にて御座 大浦谷九か村、 上下俵物荷物通路仕り 恙無く相務めたり 当村問屋座六軒 北国往還上下 板倉伊

、当村に丸船望の者には、各浦を貸し、丸船遣わさせ申す儀に御

(a)

元和元年

(一六一五

座候、若し、浦法に相背き申す者には舟浦貸し申さず(略

、当浦に舟浦所持は、問屋座の外に、拾石積みにても一艘も成し

申さず候御事

略

助左衛門二株・蓮敬寺三株・孫兵エとなっていた。 助左衛門二株・蓮敬寺三株・孫兵エとなっていた。 佐助・藤七郎・新六などである。享保(一七一六~三六)のころには、 軒の問屋座、船着場の舟浦も六軒の問屋の管理であった。問屋は元和・ 軒の問屋座、船着場の舟浦も六軒の問屋の管理であった。問屋は元和・ 軒の問屋座、船着場の舟浦も六軒の問屋の管理であった。問屋は元和・ 本語の道によれば、慶長年間(一五九六~一六一五)に、海津との海道

とになっていた。
お持(船頭)の浦利用者は毎年八月に一年借浦利用証文を問屋に出すこれ、舟の着岸・係留・荷物の積み込みの差配をしていたらしい。また、し、舟の着屋(舟年寄りともいう)の権能は、浦を所持しており、浦を貸

順を記したもので、その順番に舟積み、回漕したという。をしていた。船積みは「ともおり」と称する帳面があって、これは着岸推移している。かれらは問屋・舟年寄りの浦利用の許可を得て、運送業係留の舟数、つまり船持の人数は、近世を通じて十一~十三名の間を

二、問屋、舟持ちの対立

る。
る。
この問屋・舟年寄と村や船持仲間との対立は十七世紀初めころから

以下、簡単に紹介しておく。

(舟論 四号)

を一円に問屋にも申しつけてほしいと村上三右衛門に訴訟。と、また五人のうち三人は何ら役儀を勤めないので谷中の牛馬荷物担額を一軒につき二六石と決めているが、問屋はこれに応じないこ大浦浜・「惣谷中百姓衆」(村方ということか)が大浦問屋の年貢負

(b)貞享二年(一六八五)

(舟論 十一号)

奉行芦浦観音寺に訴訟。手に破り、その外、勝手ことが多いので元の通り遵守するよう、舟積み破り」、すなわ船着きは「ともおり」=着岸順という原則を勝大浦舟持惣中が、舟年寄、とりわけ佐助・助左衛門が「舟積み番口

(c)享保二一年 (一七三六)

(舟論 四二号

衰退していく中で、一層その矛盾は深まったと思われる。幕末に行くに従って、大坂に直行する日本海海運に押され、湖上舟運は、以上のように、舟年寄りは何かと村や船持ち仲間ともめ事があった。

している問屋・舟年寄のわがままと、旧来からの、しかし経済力を蓄えようではある。これらを見る限りでは、特権を笠に、しかし勢力を落と、さて、叙上の相論は全体としてはなお、舟年寄に有利に結末を迎えた

れ、

貞享三年

(一六八六) まで観音寺が勤めた。

以後は辻弥五左衛門守

ない。 た事情が分かる。後述の明和相論もそうした一環でもあることは間違いた船持ちのあいだで、浦の特権と慣習をめぐって矛盾が大きくなってい

一、琵琶湖舟運の管理

を確認しておこう。 衆共に大津代官に訴訟をして、後述のような展開を示すので、支配関係 衆共に大津代官に訴訟をして、後述のような展開を示すので、支配関係

移した。これが天正十四・五年(一五八六・七)ころで、当時はまだ小 その下で堅田の猪飼甚介という人物が舟奉行を務めた。天正十一年(一 上水運を管理させた。この芦浦観音寺の舟奉行は家康時代にも引き継が 太・蒲生三郡の蔵入地を支配していた代官観音寺詮舜を舟奉行とし、 津百艘仲間との調整はなかなか困難であったようで、 に大きくなった。しかし、 舟百艘持ち立て」を命じたのであった。大津百艘船仲間の成立である。 さな湊であった大津に舟を集める必要が迫られ、浅野は「当津において、 の逢坂越えで大坂を目指すのが幹線化した。浅野は坂本から大津へ城を なるに及んで、近江からの通行は京都への山中越えではなく、 五八三)に坂本城主浅野長吉は堅田の特権を追認する定書を出している。 行承認権)、造船に力があったという。そして、 敗ヲ仕」ると称した。具体的にはその地理的位置からの関務、 た堅田がその支配権をにぎっていた。堅田は「湖十二郡ヲ知行致、 豊臣秀吉が、大坂城を築き、住するようになり、ここが政治の拠点と 文禄三年(一五九四)に伏見城の建設が始まると、大津の役割はさら 琵琶湖水運は、 中世には京都下賀茂社領で、 舟運における伝統的な堅田の支配権と新興大 その供祭物を貢納して 織田信長の時代には、 秀吉は滋賀・栗 上乗権(诵 大津から

代官玉虫左衛門茂雅が兼任、 七二二)までは大津代官古郡文右衛門年明の兼任、 ら三年まで大津代官雨宮庄九郎寛長の兼任、 寛保三年(一七四三)より石原清左衛門正顕が代官と兼務した。したがっ で桜井孫兵衛政能、 て、この明和の相論は石原代官の下でのものとなる 金丸又左衛門、 翌年に小野惣左右衛門則正死没のため、同年に京都 石原清左衛門正利が勤め、 享保十三年 (一七二八) 正徳三年から享保七年 正徳元年 その後享保十一年ま 鈴木小右衛門正興 (一七一一) か

兼務などをして勤めたのである。 関与していた。これには舟奉行がい ないようであるが、 江戸幕府下の大津代官は、 直轄領の管理、 その責務が当初から固定していたわけでは 大津町の支配、 たわけではあるが、時期によっては そして湖上舟運にも

四 明和相論の経過

史料は長文であるので掲載は省略するが、 以上のような背景、 状況の中で、明和の相論が興った。 (明和六年 七六九

舟御役所、 船持・舟年寄・舟持総代、 三月浅井郡大浦舟年寄願い上げ口上書 八十号)、[明和六年] 御召出書置 (舟論 舟浦争書置写(舟論 百艘年寄(挨拶人)連署、奉差上済証文(舟 九二号)を基に経過を概略する。 (無年号 九一号)、[明和六年] 十号)、 浅井郡大浦村

膳所藩舟役所 訟の発端を成した当事者である。 九郎次郎、勘左衛門で、斜体の三人衆は孫兵エ子方で、そもそもの訴 なおここでの舟年寄と対立する五人衆とは市右衛門、 (人) である。 代官は大津代官所 (役人)、地頭とは 茂作、

の言動 相論の経過 G (略号、 五人衆の言動 T=大浦舟年寄の言動 D \parallel 代官 · 舟役所 = 奉行所

第一 段階

明和五年 二月 Tの孫兵衛、 止める。 三人衆勝手に付き、その家業 (舟運) 差

(舟論 八十号)

三月 三人衆、 大津百艘年寄にDへの訴訟許可を求める。

同

舟論 八十)

(舟論

七九)

同 艘、 三人衆へ孫兵衛への侘び、 仲介。

同 Dに訴訟

同

同

? 百艘、 D へ内済を要望、 Dは百艘に払い下げ。

四月 T, せ三人衆承知 三人衆に侘び要求、 百艘 (挨拶人) より申 聞か

同

T, Dへ報告。

ったん落着

第二段階

丑:

八月 G 例年の一年証文 (帳面 に印を拒否 (舟論

+

同

同 Ţ GをDへ訴訟、 却下。

同? Ţ いならば浦法通りを指示。 地頭 (膳所) へ訴訟、 藩役人は、 Dが取り上げな

十月 G Dへ訴訟。

Ď 吟味で、Tが地頭の指示との言い分は心得違いと、

T押判す。

?

明和五年

以下 九一・九二号

十月二十日 十月二十一日 T同上。 T, D へ 出 頭 地頭へも届け

二十三日 T, 前に届け。 Dへ返答書出す (八六号)、地頭にも事

二十六日 Ţ Dへ同上出頭。

十一月一日 Ţ Dへ同上出頭

二日? Ţ 地頭に状況報告。

百艘大舟年寄り川口氏に相談、 氏 は D の

大島に内意で働きかける

(大島談、Tは①敗訴し追放されると居所が

なくなるので不憫と)。

三日 川口氏、Dの服部に早々の吟味要請

四日 Dへ出頭。

T村方での (内済) 五人衆の引き取り要請

DはTに②一年切り契約破棄指示。

T③一年切りは浦法第一で拒否。

五日 Tの助左衛門一人出頭

D役人の北出喜八が一年切り撤廃を指示。

T助左衛門これを拒否、村方(内済)引き取

り要請。

D役人服部に替わり、 百艘に処置をあづける

こと、④一年切り撤廃を指示。

T助左衛門、⑤一年切りは浦法の骨と拒否

村方引き取り要望。

六日 T蓮敬寺病気での名代要望、 その折り、Gに

も在所に引取を申す旨述べる(村方での扱い

要望)。

七日

同上 D村方引取指示、同時に論中(未決)

だから

⑥Gには舟積許可するようを指示。

地頭とも相談し返事すると回答。

Dならば引き取り撤回

八日 地頭に罷る。

T,

D奉行所印ある舟の差し止め Dより召し出し出頭。 (Gの舟運のこ

と) は不届きと言明

T古来より仕来り、Gは自で留めている旨回

村方に引き取る旨申請。

答、地頭船方の下知で論中の舟積み禁止だが

Ţ 着到の報告。 二十九日

D召し出しで出頭

三十日 Ţ D召し出しで出頭

D Tに⑦往古証文の提出指示。

Ţ 地頭に出頭、証文など、Dの指示を報告

二日 Ţ Dへ証文提出。 十二月

— 目

四日 Ţ D召し出しにより出頭

D村方の証文のみで御公議御印なし、 8 舟浦

T往古の訳、 近隣の例、

所持は不当と主張

村方は問屋にかかわ

らずと回答。

D⑨一年切り契約撤回を指示、 ただし証文は

毎年取で可とす。

(この間) 百艘年寄、 公儀よりの印判なしを回答 で往古よりの仕来りあり、それ以上の定め Dの諮問に答え、 浦々

五日 T, D に 出 頭昨日の回答。

できない旨回答 一年切りでなくば永証文となり、これは

えさせている、また地頭はGは地頭役所が不 惣中の浦」説は偽り、庄屋肝入りを証人に控 を切る訳ではないと約束しても良い。Gの「村 T、Dへ申すべき筋ではないが、一年で契約 持は不成立、⑪一年切りを除き浦貸しせよ Dそれは不了見、「所持浦」 印判なくては浦

届者と断定、浦貸し禁止を指示さる、と言上。

Ţ D、Gを呼び出し、申し聞かすと言明 地頭表の処置であるので、TがGの反論

を聞く要なしと回答

Ď Tに口書き提出命ず。舟年寄り・舟浦の

儀も地頭の裁定で、Dで覆すことはないが

12一年切りはゆずれないと言明。

Ţ D 石し出しに出頭

七日

Ţ

地頭の指示であるのでご勘弁と、回答。

Tの提出の証文に舟の儀なし、 海津との

出入りのみ、また一年切り証文持参指示。

九日 D 明日申し渡し如何と問う。

地頭に提出の写しはもらえずと弁明

(十二月)

ず。 Ď Gに^③関係の証文提出命ず 地頭の命に従うこと指示、口書き提出命

十日 Ţ D召し出しに出

D Tに証文を一通にまとめ証言記載を命ず。

T船頭の証文も提出

T証文提出。T、

地頭所で提出証文の照合。

十五日 T, D召し出しで出頭

T問屋株につく舟株と説明 D一年切り証文は不足(欠分あり)と指摘、 (慣習と回答)。

D、Tに証文不足分の詳細説明指示。

十七日 D召し出しで出頭

寺買い取り証文、 D一年切り証文、年により存否不都合、 舟浦儀孫兵工支配不得意、

口書き提出指示。 地頭からの証文に付き口書きは出来ずと

Ď (4)Gの舟の差し止めをやめ れば 年切

れを認めても良いと言明

地頭からの指示なので勘弁を、 Dの御威

光でもGには貸さずと言明

二十三目 D召し出しで出頭

D役人 ´むごい〟と慨嘆

Tに来春の出頭指示。

月十八日 T例年通り年始に出頭 扇子出すも返さる。

十九日 Ď Gの名前ある証文のみを提出命ず。 D召し出しで出頭

二十日 Ţ D召し出しで出頭

D D蔑如とTを叱声 Tは⑤往古は家来を

舟遣いさせたか詰問

(一年切り証文を出している者と出さない者

との差異を疑念か)。

Tに⑥証文無き者のリスト指示。

T出頭

初年証文、一年切り証文、 提出、 証文は火事

で紛失もありと言上。

D、Tの対応非難

十二日 D召し出しで出頭

D口書、八月に差し戻したはず、提出可では?

T、地頭に提出したので問合わせ、 膳所役人

から浦法通りにと指示、と言上。

D、その役人名を教えるようにTに指示。

T一年切り証文、十一通提出

二十三日

Ţ

D召し出しで出頭

Ď 地頭に願い、浦法通りに取り上げ申すべ

二十五日 T, D召し出しで出頭

D勘兵衛・勘左衛門印形相違不信

T口上書提出。

Ţ D召し出しで出頭

D、G召し出し指示、 証文不足分詮議

T火事での紛失、粗末で紛失と言上。

D不埒と、「浦法の事は御公儀御掟同様の事

国法又は村法、浦法と申す物に候へば

取申さざる事はある間敷候」と言明

一十八日 T、D召し出しで出頭

D切貞享以来の訳合い書提出命ず、 同時に、

京都所司代への訴訟の牽制、 不埒なまま言い

分通りに裁許した場合のリスク恫喝

来月六日判決と言明

二十九日 T出頭、訳合書提出

二月一日 T、D召し出しで出頭

御運上銀、 D®貞享の出入り証文等帳面写し提出命じる、 上納銀の様子尋ね、 先祖の年貢高

など尋問

三日 T、D召し出しで出頭

D追って裁許、請印とる。 ⑰それまで運上の

舟があるのでGの舟積みを指示。

Gの舟積み拒否。

D®代官の意に背くと叱声、 口書き強制。

T諸事言上するも却下さる

五 問答の経過での特徴

である。ここからいくつかの要点・特徴を確認しておきたい。 経過を見たが、実際には記録は、幕府大津代官所の役人との問答の経過 以上、明和五年~六年にかけての、問屋・舟年寄りと五人衆の相論の

が成った。これは三人衆が舟年寄りに詫びを入れることであった。しか もあって、代官所での訴訟とは成らず、百艘の取りなしで、一旦は和談 (1) まず、当初、三人衆は代官への訴訟を望んだが、百艘仲間の介入

たからだ。 し、この和談は破断する。五人衆が「一年切り」契約への押印を拒否し

は浦法通りを指示する。(2)そこで舟年寄りは、代官所へ五人衆を訴訟するが、当初はこの訴(2)そこで舟年寄りは、代官所へ五人衆を訴訟するが、当初はこの訴

とを認めねばならない。た。ここから、五人衆の訴、その論点には代官所役人が関心を持ったこた。ここから、五人衆の訴、その論点には代官所役人が関心を持ったこと。これは取り上げられところが、今度は五人衆が代官所へ訴訟すると、これは取り上げられ

三点想定できる。 では、何故、代官所は五人衆の訴を受け入れたのか。その可能性は、

明和六年 舟年寄り側にもあるはずであるし、それ以上に後述するように代官所役 たくない。というのは、推測される同様な可能性と役人との結びつきは いるように無理からぬところである。しかし、この想定はあまり採用し す間敷もの、公事には金銀沢山に所持致し候もの勝ち申し候」(九二号 いかという疑念を持つのは、 こから、何か代官所役人と五人衆の間で特別なつながりがあるのではな 気を遣っているのである。 る。役人と商人との結託というお定まりの役人像は陳腐であろう。 人の主張が一貫性があることの方が注目すべきであると考えるからであ 何とか今すぐにでも、五人衆の舟運を復活させようとしている。こ 下線部①で分かるように、どうやら役人は五人衆の処遇にかなり 二月三日 記事)と慨嘆するように、また萩原氏も憶測して 問答の過程でも、 史料九二号の筆者 下線部⑥⑭⑰で分かるよう (年寄) が「困窮はいた

「乍恐奉願上口上書」(舟論 八六号)から確認すると、これには三つの心を持ったはずである。ではその主張点は何か。これを五人衆の出したいとすれば、役人は五人衆の訴状、その論点に重要性を認め、興味・関ii、代官所役人が、五人衆に示した関心が、両者の不正な結託ではな

論点がある。

いるという。それは「浦法通り」というが、その可否、正当性。B、一カ年借り受けは、舟年寄りが膳所藩「舟奉行」より裁許を得て

「浦方の第一、骨」と拒否をするという展開である。 代官所役人が一年切りの撤回を求めれば、③⑤⑩⑫で舟年寄りはこれは八官所役人が一年切りの撤回を求めれば、③⑤⑩⑫で舟年寄りはこれはの中で直接的な論点は舟年寄りの船持衆への浦貸しが一年単位となるの中で直接的な論点は舟年寄りの船持衆への浦貸しが一年単位となるのよが、門屋・舟年寄りの私物は不当。

地頭の対応を気にかけている。もちろん地頭の言動そのものを否定はしい」と強要されたことが印象深い。その後の吟味の過程でもしばしば、所年寄りに「地頭よりの(浦法とおりの)指示で、との言い分は心得違が当初の対応とは異なって、明和五年十月に五人衆の訴を受理した直後が当初の対応とは異なって、明和五年十月に五人衆の訴を受理した直後がこの問答の最大の焦点と思うが、これは後述する。

ていないが、意識していることは明らかである。

六、代官所役人の認識

「微妙」、奇妙な相貌を呈する所以なのである。りの対決、直接問答ではなく、代官所と舟年寄りの問答になっているような、か。ここが一番の問題であり、役人が五人衆に成り代わっているのであろう一体、なぜ、代官所は執拗に「一年切り」にこだわっているのであろう以上見たように、実際の相論は、訴人・論人である、五人衆と舟年寄以上見たように、実際の相論は、訴人・論人である。

)... この代官所の本音は下線部®と⑮に現れていると思う。

が、その「一年切り」の論理を支える背景にあるからである。配なのか、村方一統のものなのかと言うことである。なぜなら、この点⑧はすなわち、五人衆の素因・論点Cに関わるもので、浦は問屋の支

がって「浦は村持ち」であるというのである。もちろん、 の由緒をたてにとり、あくまでも舟年寄り・問屋株のものであるという。 は、「浦は村持ち」であるという。 の問屋・舟年寄り先祖に御免があったという。 の気に障ったのである。 代官所吏僚は、 浦の由緒に寄れば、 が取られるはずであるが、今までこれが取られたことがない、した 目聡く、 大浦海道の開闢時、 この問題の重要性に気づいた。 なぜなら、「誰持ち」であるならば「借 駿府で、つまり幕府から六人 しかし、 五人衆が言うの 船年寄りは先 彼らの統治意

ŋ 吏僚としての統治感覚から違和を覚えた、ということではないか。つま 諸大名所領と分割された体制とは言え、全国的な支配権をも持つ公儀の 公的に利用されながら、 つようになったと思う。 浦所持問題と、 幕府吏僚は、 公的に利用されているものは公のもの、この場合は村の浦とすべき 特定人物が浦を所持、差配するということに違和感を持 訴の文面から、 事実上、多くの者に利用されながら、 数人がその支配権を持つ。この体制は、 また吟味する中で、一 層、 年切り」・ すなわち

いう統治意識と言ってもよいかもしれない。いう意識。公は同時に、民、利用者に対して平等でなければならないではないかと。さらに言えば舟運、公道の利用は公のものであろう、

り得ないとする認識であるに他ならない。 ている。幕府以外には支配者はあってはならぬ、 が今なお領主的な存在の呈を成しているか、その疑念をあからさまにし い居り申すものこれ有り候哉と御尋ね下され候故」とあって、 賃銭取り申さず候との申し懸けに候、往古よりの家来筋の者、 儀は格別往古は家来筋の者共に舟遣わさせ候故、 も賃銭取り申さず候との事、 その意識を如実に語っているのが、 五人の者共よりは、村方の浦にて御座候故 下線部⑮である。 夫に順じ外々の者共に 地頭以外には領主は 幕府吏僚は 今に舟遣 舟年寄り 丁其

「平等」であって、身分差や階級差を否定するそれではない。 法の対立であったとも言える。これを、統治者としての「平等」理念の 法の対立であったとも言える。これを、統治者としての「平等」理念の であったとも言える。これを、統治者としての「平等」理念の このように、この相論は幕府更僚の一種の平等観と藩役人・村の有力

尚、この相論の裁許は不明である。

一貫した統治者であったのである。

が見えたと思う。決して代官所役人―幕府吏僚の態度はおかしなものでが見えたと思う。決して代官所役人―幕府吏僚の態度はおかしなものではない、首尾一貫した統治者であったのである。

はない、首尾一貫した統治者であったのである。

注

(2) 史料は刊本『舟寄せ村の歴史』(蓮敬寺開基五百年法要記念執行(1) 『近江地方史研究』近江地方研究会(十七・十八号 一九八三年)

— 114 —

ででする。なお刊本は文書を読み下しており、本稿もそれに従う。委員会 一九九四年)による。史料番号(舟論○○号)はこの刊本

- (4) 『新修大津市史 3近世前期・4近世後期』(大津市 一九八一廻船」――」(『近江地方史研究』二九・三〇合併号 一九八四年) 「艫折」と「艫折
- カの理解の一助と考えている事に由る。 本) 一九八六年)、関連するハナ・アーレントの革命に関する論述『革 一九八六年)、関連するハナ・アーレントの革命に関する論述『革 一九八六年)、関連するハナ・アーレントの革命に関する論述『革 一九八六年)、関連するハナ・アーレントの革命に関する論述『革 一九八六年)、関連するハナ・アーレントの革命に関する論述『革 一九八六年)、関連するハナ・アーレントの革命に関する論述『革 一九八六年)、関連するハナ・アーレントの革命に関する論述『革 一カの理解の一助と考えている事に由る。

4学名誉教授)